

令和3年2月19日

薬事・食品衛生審議会

食品衛生分科会長 村田 勝敬 殿

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会

農薬・動物用医薬品部会長 橋山 浩

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会

農薬・動物用医薬品部会報告について

令和3年1月27日付け厚生労働省発生食0127第5号をもって諮詢された、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第13条第1項の規定に基づくカスガマイシンに係る食品中の農薬の残留基準の設定について、当部会で審議を行った結果を別添のとおり取りまとめたので、これを報告する。

# カスガマイシン

今般の残留基準の検討については、農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定依頼が農林水産省からなされたこと及び関連企業から「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」に基づく残留基準の設定要請がなされたことに伴い、食品安全委員会において食品健康影響評価がなされたことを踏まえ、農薬・動物用医薬品部会において審議を行い、以下の報告を取りまとめるものである。

## 1. 概要

カスガマイシンは、カスガマイシン一塩酸塩水和物として製剤化され使用されている。

### (1) 品目名 :

カスガマイシン[ Kasugamycin (ISO) ]

カスガマイシン一塩酸塩[ Kasugamycin monohydrochloride ]

### (2) 用 途 : 殺菌剤/抗生物質

アミノグリコシド系の殺菌剤である。リボソームの30Sサブユニットに結合し、タンパク質の生合成を阻害することにより殺菌効果を示すと考えられている。ヒト用医薬品として使用されていない。

### (3) 化学名及びCAS番号

カスガマイシン (遊離塩基)

2-{{[(2R, 3S, 5S, 6R)-5-Amino-2-methyl-6-{{[(1S, 2R, 3S, 4R, 5S, 6S)-2, 3, 4, 5, 6-pentahydroxycyclohexyl]oxy}tetrahydro-2H-pyran-3-yl]amino}-2-iminoacetic acid (IUPAC)

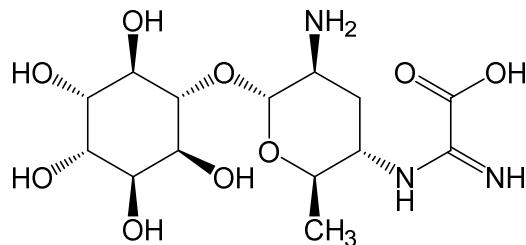
D-chiro-Inositol, 3-O-[2-amino-4-[(carboxyiminomethyl)amino]-2, 3, 4, 6-tetrahydroxy- $\alpha$ -D-arabino-hexopyranosyl]- (CAS : No. 6980-18-3)

カスガマイシン一塩酸塩 (カスガマイシン一塩酸塩水和物)

2-{{[(2R, 3S, 5S, 6R)-5-Amino-2-methyl-6-{{[(1S, 2R, 3S, 4R, 5S, 6S)-2, 3, 4, 5, 6-pentahydroxycyclohexyl]oxy}tetrahydro-2H-pyran-3-yl]amino}-2-iminoacetic acid monohydrochloride monohydrate (IUPAC)

D-chiro-Inositol, 3-O-[2-amino-4-[(carboxyiminomethyl)amino]-2, 3, 4, 6-tetrahydroxy- $\alpha$ -D-arabino-hexopyranosyl]-, hydrochloride (1:1) (CAS : No. 19408-46-9)

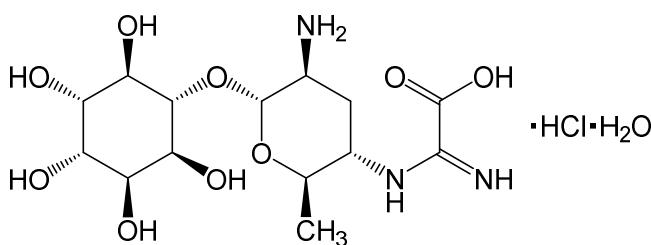
#### (4) 構造式及び物性



カスガマイシン (遊離塩基)

分子式  $C_{14}H_{25}N_3O_9$

分子量 379.36



カスガマイシン一塩酸塩水和物

分子式  $C_{14}H_{25}N_3O_9 \cdot HCl \cdot H_2O$

分子量 433.84

水溶解度  $2.28 \times 10^2 \text{ g/L}$  (25°C, pH 7)

分配係数  $\log_{10} \text{Pow} < -1.96$  (23°C)

## 2. 適用の範囲及び使用方法

本剤の適用の範囲及び使用方法は以下のとおり。

作物名、希釀倍数、使用液量、使用時期、使用回数となっているものについては、今回農薬取締法(昭和23年法律第82号)に基づく適用拡大申請がなされたものとしている。

また、とうとう、ブラックベリー等に係る残留基準の設定についてインポートトレランス申請がなされている。

#### (1) 国内での使用方法

##### ① 20.0%カスガマイシン<sup>注1)</sup> 水溶剤

作物名	適用	希釀倍数	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	カスガマイシンを含む農薬の総使用回数
稻	いもち病	10000倍	穂揃期まで	2回以内	散布	4回以内(種子浸漬は1回以内、育苗箱への処理は1回以内、本田では2回以内)

注1) カスガマイシン (遊離塩基) としての濃度を示す (以下、同様)

② 2.0%カスガマイシン粒剤

作物名	適用	使用量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	カスガマイシンを含む農薬の総使用回数	
稻 (箱育苗)	幼苗腐敗症 (もみ枯細菌病菌) 褐条病 苗立枯細菌病	育苗箱(30×60×3 cm、使用土壤約5 L)1箱当たり 30 g	は種前	1回	育苗培土に均一に混和する。	4回以内(種子浸漬は1回以内、育苗箱への処理は1回以内、本田では2回以内)	
		育苗箱(30×60×3 cm、使用土壤約5 L)1箱当たり 15~20 g	覆土前		育苗箱に、は種した種粒の上から均一に散布する。		
		育苗箱(30×60×3 cm、覆土約1 L)覆土1 L当たり 15~20 g			覆土に均一に混和する。		

③ 2.0%カスガマイシン液剤

作物名	適用	希釗倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	カスガマイシンを含む農薬の総使用回数
稻	いもち病	1000倍	60~150 L/10 a	穗揃期まで	2回以内	散布	4回以内 (種子浸漬は1回以内、育苗箱への処理は1回以内、本田では2回以内)
		30倍	3 L/10 a			空中散布	
		8倍	800 mL/10 a			無人航空機による散布	
	褐条病	1000倍	—	浸種時~は種前	24時間種子浸漬	は種した種粒の上から均一に散布する。	
稻 (箱育苗)	幼苗腐敗症(仔もみ枯細菌病菌) 褐条病 苗立枯細菌病 いもち病(苗いもち)	4~8倍	育苗箱(30×60×3 cm、使用土壤約5 L)1箱当たり希釗液 50 mL	覆土前	1回		
キウイフルーツ	花腐細菌病	400倍	200~700 L/10 a	収穫90日前まで	4回以内	散布	4回以内 (樹幹注入は1回以内)
			棚上の樹冠面積10 m <sup>2</sup> に対し3 Lの注入量を基本に、樹冠面積が10 m <sup>2</sup> 増すごとに1 Lの割合で注入量を増加する。	収穫後~落葉前まで	1回	樹幹注入	
	かいよう病	200倍					
うめ		500倍	200~700 L/10 a	収穫30日前まで	2回以内	散布	2回以内
てんさい	褐斑病	400~500倍	100~300 L/10 a	収穫7日前まで	5回以内		5回以内

注) - : 規定されていない項目

④ 0.3%カスガマイシン粉剤

作物名	適用	使用量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	カスガマイシンを含む農薬の総使用回数
稻	いもち病	2~3 kg/10 a	穂揃期まで	2回以内	散布	4回以内(種子浸漬は1回以内、育苗箱への処理は1回以内、本田では2回以内)

⑤ 5.0%カスガマイシン・45.0%銅水和剤

作物名	適用	希釀倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	カスガマイシンを含む農薬の総使用回数
かんきつ (みかんを除く)	かいよう病	1000倍	200~700 L/10 a	収穫45日前まで	5回以内	散布	5回以内
みかん				収穫7日前まで			
なし	黒星病			収穫後*(10~11月)	2回以内		2回以内
もも	せん孔細菌病 縮葉病	500倍		開花前まで	3回以内	散布	3回以内
びわ	灰斑病 がんしゅ病	1000倍		幼果期まで			
キウイフルーツ	かいよう病 花腐細菌病	500倍 1000倍		休眠期 発芽後叢生期(新梢長約10cm)まで	4回以内		4回以内 (樹幹注入は1回以内)

\*: 果実収穫後の樹木に散布する。

⑤ 5.0%カスガマイシン・45.0%銅水和剤 (つづき)

作物名	適用	希釗倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	カスガマイシンを含む農薬の総使用回数
いんげん まめ	かさ枯病			収穫 30日前 まで	3回以内		3回以内 (種子粉 衣は1回 以内)
あづき	褐斑細 菌病 茎腐細 菌病						
きゅうり	斑点細 菌病 うどん こ病 べと病			収穫 前日 まで			
すいか	うどん こ病 褐斑細 菌病 果実汚斑 細菌病		100～300 L/10 a	収穫 3日前 まで	5回以内	散布	5回以内
メロン	うどん こ病 斑点細 菌病 果実汚斑 細菌病			収穫 前日 まで			
トマト ミニ トマト	葉かび病 輪紋病 疫病 斑点細 菌病 かいよ う病 軟腐病						
ピーマン	うどん こ病 斑点細 菌病 斑点病						

⑤ 5.0%カスガマイシン・45.0%銅水和剤 (つづき)

作物名	適用	希釗倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	カスガマイシンを含む農薬の総使用回数
とうがらし類	うどんこ病 斑点細菌病 斑点病			収穫前日まで	5回以内		5回以内
キャベツ	黒腐病 軟腐病 黒班細菌病			収穫7日前まで	4回以内		4回以内
ブロッコリー	黒腐病			収穫7日前まで			
だいこん	軟腐病 黒斑細菌病 ワッカ症	1000倍		収穫14日前まで	3回以内		3回以内
ねぎ	軟腐病				2回以内		2回以内
たまねぎ					5回以内		5回以内
ごぼう	黒斑細菌病				3回以内		3回以内
セルリー	軟腐病			収穫7日前まで	4回以内		4回以内
レタス 非結球レタス	腐敗病 斑点細菌病			収穫14日前まで	3回以内		3回以内
なばな	黒腐病				5回以内		5回以内
にんにく	春腐病			収穫7日前まで	3回以内		4回以内 (種いも浸漬は1回以内、植付後は3回以内)
ばれいしょ	軟腐病 疫病	500~800倍 800倍					

⑤ 5.0%カスガマイシン・45.0%銅水和剤 (つづき)

作物名	適用	希釀倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	カスガマイシンを含む農薬の総使用回数		
てんさい	褐斑病	800～1000倍	100～300 L/10 a	収穫7日前まで	5回以内	散布	5回以内		
		200倍	25 L/10 a						
	斑点病 斑点細菌病	800倍	100～300 L/10 a	収穫14日前まで	2回以内		2回以内		
にんじん	黒葉枯病 軟腐病 斑点細菌病)	1000倍			3回以内		3回以内		
オクラ	葉枯細菌病	収穫開始7日前まで							
メキヤベツ	黒腐病	収穫21日前まで							
茶	輪斑病 赤焼病	500～1000倍	200～400 L/10 a	摘採14日前まで	2回以内	散布	2回以内		
	新梢枯死症 (輪斑病菌による) 褐色円星病 炭疽病	1000倍							

⑥ 4.0%カスガマイシン・9.0%TPN粉剤

作物名	適用	使用量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	カスガマイシンを含む農薬の総使用回数
稻 (箱育苗)	いもち病(苗いもち) 苗立枯病(リゾーブス菌) もみ枯細菌病 苗立枯細菌病 褐条病	育苗箱(30×60×3 cm、覆土約1 L)覆土1 L当たり 5 g	覆土前	1回	覆土に均一に混和する。	4回以内(種子浸漬は1回以内、育苗箱への処理は1回以内、本田では2回以内)

⑦ 3.0%カスガマイシン・25.0%ダイアジノン・25.0%チウラム粉剤

作物名	適用	使用量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	カスガマイシンを含む農薬の総使用回数
豆類 (種実、ただし、だいす、あづき、いんげんまめ、らつかせいを除く)	タネバエ 苗立枯 (リゾクトニア菌)	種子重量の 0.3~0.5%	は種前	1回	種子粉衣	1回
だいす えだまめ	斑点細菌病	種子重量の 0.3%				
	タネバエ 苗立枯 (リゾクトニア菌)	種子重量の 0.3~0.5%				
あづき	褐斑細菌病	種子重量の 0.3%	は種前	1回	種子粉衣	3回以内 (種子粉衣は1回以内)
	タネバエ 苗立枯 (リゾクトニア菌)	種子重量の 0.3~0.5%				
いんげん まめ	かさ枯病	種子重量の 0.3%	は種前	1回	種子粉衣	3回以内 (種子粉衣は1回以内)
	タネバエ 苗立枯 (リゾクトニア菌)	種子重量の 0.3~0.5%				
さやいん げん	かさ枯病	種子重量の 0.3%	は種前	1回	種子粉衣	3回以内 (種子粉衣は1回以内)
	タネバエ 苗立枯 (リゾクトニア菌)	種子重量の 0.3~0.5%				
豆類 (未成 熟、ただし、 えだまめ、 実えん どう、さや えんどう、 さやいんげ んを除く)						
さやえんどう、 実えんどう						

⑧ 2.5%カスガマイシン・10.0%オキソリニック酸水和剤

作物名	適用	希釗倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	カスガマイシンを含む農薬の総使用回数			
ばれい しょ	軟腐病	1000倍	100～300 L/10 a	収穫 7日前 まで	3回以内	散布	4回以内 (種いも浸漬は1回以内、植付後は3回以内)			
	そうか病	30倍	—	植付前	1回	種いも瞬間浸漬				
キャベツ	軟腐病 黒腐病 黒班細菌病	1000倍	100～300 L/10 a	収穫 7日前 まで	3回以内	散布	4回以内			
プロッコリー	黒腐病			収穫 14日前 まで	2回以内					
はくさい	軟腐病 黒班細菌病			収穫 21日前 まで	3回以内		2回以内			
だいこん				収穫 14日前 まで	5回以内		3回以内			
たまねぎ	軟腐病			収穫 7日前 まで	2回以内		5回以内			
ねぎ				収穫 14日前 まで	5回以内		2回以内			
にんにく	春腐病			収穫 7日前 まで	2回以内		5回以内			
レタス	軟腐病 腐敗病 斑点細菌病			収穫 14日前 まで	4回以内					
非結球レタス				収穫 14日前 まで						

⑨ 2.0%カスガマイシン・4.0%バリダマイシン液剤

作物名	適用	希釗倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	カスガマイシンを含む農薬の総使用回数
稲	いもち病 紋枯病	1000倍	—	穂揃期 まで	2回以内	散布	4回以内 (種子浸漬 は1回以 内、育苗 箱への処理 は1回以 内、本田 では2回 以内)
		30倍	3 L/10 a			空中散布	
		8倍	800 mL/10 a			無人ヘリコプ ターによる 散布	

⑩ 1.2%カスガマイシン・15.0%フサライドゾル

作物名	適用	希釗倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	カスガマイシンを含む農薬の総使用回数
稲	いもち病	1000～ 1500倍	60～150 L/10 a	穂揃期 まで	2回以内	散布	4回以内 (種子浸漬 は1回以 内、育苗 箱への処理 は1回以 内、本田 では2回 以内)
		300倍	25 L/10 a			空中 散布	
		原液	100 mL/10 a			無人ヘリコ ターによる 散布	
		30倍	3 L/10 a				
		8倍	800 mL/10 a				

⑪ 0.3%カスガマイシン・0.5%トリシクラゾール粉剤

作物名	適用	使用量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	カスガマイシンを含む農薬の総使用回数
稻	いもち病 もみ枯細 菌病 穂枯れ(ごま 葉枯病菌) 内穎褐変病	3~4 kg/10 a	穂揃期 まで	2回以内	散布	4回以内(種子浸漬は1回以内、育苗箱への処理は1回以内、本田では2回以内)

⑫ 0.2%カスガマイシン・1.5%BPMC・2.0%PAP粉剤

作物名	適用	使用量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	カスガマイシンを含む農薬の総使用回数
稻	いもち病 ニカメイチ ユウ ツマグロヨ コバイ ウンカ類	3~4 kg/10 a	穂揃期 まで	2回以内	散布	4回以内(種子浸漬は1回以内、育苗箱への処理は1回以内、本田では2回以内)
	カメムシ類	4 kg/10 a				

⑬ 0.1%カスガマイシン・0.35%ジノテフラン・0.50%トリシクラゾール粉剤

作物名	適用	使用量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	カスガマイシンを含む農薬の総使用回数
稻	いもち病 ウンカ類 ツマグロヨコ バイ カメムシ類	3~4 kg/10 a	穂揃期 まで	2回以内	散布	4回以内(種子浸漬は1回以内、育苗箱への処理は1回以内、本田では2回以内)
	ニカメイチ ユウ イナゴ類	4 kg/10 a				

## (2) 海外での使用方法

### ① 2%カスガマイシン液剤 (カナダ)

作物名	適用	1回当たりの使用量	カスガマイシンの使用回数	栽培期間中の総使用量	使用時期	使用方法
果菜類	※1	1.2 L/ha (24 g ai/ha)	3回以内	3.6 L/ha (72 g ai/ha)	収穫前日まで	散布
仁果類	※2	5.0 L/ha (100 g ai/ha)	4回以内	20 L/ha (400 g ai/ha)	収穫90日前まで	
くるみ	※3				収穫100日前まで	
とうとう	※4				収穫30日前まで	
ケインベリー (ラズベリー、ブランクベリー類) サスカトゥーンベリー	※2				収穫前日まで	

ai: active ingredient (有効成分)

※1: 斑点細菌病 (*Xanthomonas campestris* pv. *vesicatoria*)、かいよう病 (*Clavibacter michiganensis* subsp. *michiganensis*)

※2: 火傷病 (*Erwinia amylovora*)

※3: くるみ細菌病 (*Xanthomonas campestris* pv. *juglandis*)

※4: 樹脂細菌病及びがんしゅ病 (*Pseudomonas syringae*) の制御・抑制

## 3. 代謝試験

### 植物代謝試験

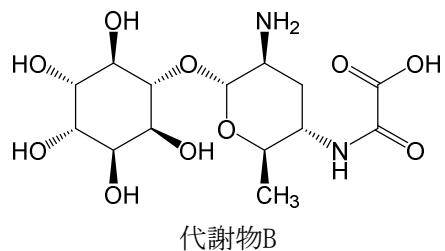
植物代謝試験が、水稻、トマト及びレタスで実施されており、可食部で10%TRR<sup>注1)</sup>以上認められた代謝物は、トマトの果実における代謝物Bであった（通常慣行処理用量の約2.5倍量投与、12%TRR、0.01 mg eq/kg<sup>注2)</sup>）。

注1) %TRR: 総放射性残留物 (TRR: Total Radioactive Residues) 濃度に対する比率 (%)

注2) mg eq/kg: カスガマイシン相当濃度

### 【代謝物略称一覧】

略称	化学名
B	カスガマイシン酸



注) 代謝物Bは分析対象、残留の規制対象又は暴露評価対象となっていないが、参考のため構造式を明記した。

## 4. 作物残留試験

### (1) 分析の概要

#### 【国内】

##### ① 分析対象物質

- ・カスガマイシン（遊離塩基として）

##### ② 分析法の概要

試料をpH 4に調整してメタノールで抽出する。強酸性陽イオン交換樹脂カラム及び弱酸性陽イオン交換樹脂カラムを用いて精製した後、*Pyricularia oryzae*(P-2)又は*Pseudomonas fluorescens* NBRC15334 (IF015334) (KS-2)を検定菌として生物検定する。

または、試料から水・酢酸（1000：1）混液又は2%酢酸・エタノール（1：1）混液で抽出する。HLB・スルホン酸塩修飾ジビニルベンゼン-N-ビニルピロリドン共重合体（MCX）連結カラム又はHLB・SCX連結カラムを用いて精製した後、液体クロマトグラフ・タンデム型質量分析計（LC-MS/MS）又は液体クロマトグラフ・質量分析計（LC-MS）で定量する。

茶浸出液については、酢酸を加えた後、HLB・MCX連結カラムを用いて精製し、LC-MS/MSで定量する。

定量限界：0.01～0.1 mg/kg

#### 【海外】

##### ① 分析対象物質

- ・カスガマイシン（遊離塩基として）

##### ② 分析法の概要

試料をpH 4に調整してメタノール・水（7：3）混液で抽出する。強酸性陽イオン交換樹脂カラム及び弱酸性陽イオン交換樹脂カラムを用いて精製した後、紫外分光光度型検出器付き高速液体クロマトグラフ（HPLC-UV）又はLC-MS/MSで定量する。

定量限界：0.0137～0.04 mg/kg

### (2) 作物残留試験結果

国内で実施された作物残留試験の結果の概要については別紙1-1、海外で実施された作物残留試験の結果の概要については別紙1-2を参照。

## 5. ADI及びARfDの評価

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、食品安全委員会あて意見を求めたカスガマイシンに係る食品健康影響評価について、以下のとおり評価されている。

### （1）ADI

無毒性量：9.43 mg/kg 体重/day（遊離塩基として）

（動物種） 雄ラット

（投与方法） 混餌

（試験の種類） 繁殖試験

（期間） 2世代

安全係数：100

ADI：0.094 mg/kg 体重/day（遊離塩基として）

### （2）ARfD 設定の必要なし

カスガマイシンの単回経口投与により生ずる可能性のある毒性影響は認められなかったことから、急性参考用量（ARfD）は設定する必要がないと判断した。

### （3）その他

食品健康影響評価において、ヒト由来腸内細菌に対する影響検討試験の結果から、カスガマイシンのヒト腸内細菌に対する影響は非常に小さいと評価されている。

## 6. 諸外国における状況

JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。

米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においておうとう、仁果類等に、カナダにおいておうとう、ベリー類等に、ニュージーランドにおいてキウイに基準値が設定されている。

## 7. 基準値案

### （1）残留の規制対象

カスガマイシンとする。

植物代謝試験において、一部の作物で代謝物Bが10%TRRを超えて認められたが、残留濃度が低いことから、残留の規制対象には代謝物Bを含めずカスガマイシンのみとする。

### （2）基準値案

別紙2のとおりである。

### (3) 暴露評価対象

カスガマイシンとする。

植物代謝試験において、一部の作物で代謝物Bが10%TRRを超えて認められたが、残留濃度が低いこと、食品安全委員会の食品健康影響評価において急性毒性試験及び復帰突然変異試験で毒性が認められていないことから、暴露評価対象物質はカスガマイシンのみとする。

なお、食品安全委員会は、食品健康影響評価において、農作物中の暴露評価対象物質をカスガマイシン（親化合物のみ）としている。

### (4) 暴露評価

#### ① 長期暴露評価

1日当たり摂取する農薬等の量のADIに対する比は、以下のとおりである。詳細な暴露評価は別紙3参照。

	TMDI／ADI (%) <sup>注)</sup>
国民全体（1歳以上）	3.4
幼小児（1～6歳）	6.3
妊婦	2.9
高齢者（65歳以上）	3.8

注) 各食品の平均摂取量は、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。

TMDI 試算法：基準値案×各食品の平均摂取量

#### <参考>

	EDI／ADI (%) <sup>注)</sup>
国民全体（1歳以上）	0.7
幼小児（1～6歳）	1.4
妊婦	0.6
高齢者（65歳以上）	0.8

注) 各食品の平均摂取量は、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。

EDI 試算法：作物残留試験成績の平均値×各食品の平均摂取量

(5) 本剤については、基準値を設定しない食品に関して、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第1 食品の部A 食品一般の成分規格の項1に示す「食品は、抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質を含有してはならない。」が適用される。

(別紙1-1)  
カスガマイシン作物残留試験一覧表 (国内)

農作物	試験 圃場数	試験条件				残留濃度 (mg/kg) <small>注1)</small>
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数	
水稻 (玄米)	2	0.3%粉剤	散布 4 kg/10 a	5, 7	17, 31	圃場A : <0.04 (5回, 31日) (#)
					15, 29	圃場B : <0.04 (5回, 29日) (#)
	2	2.0%液剤	1000倍散布 100 L/10 a	5	13	圃場A : <0.1 (#)
					10	圃場B : <0.1 (#)
	2	3.0%液剤	原液散布 150, 130 L/10 a	3	46	圃場A : <0.04 (#)
					34	圃場B : <0.04 (#)
	2	1.2%ゾル剤	1000倍散布 150, 130 L/10 a	3	42	圃場A : <0.04 (#)
					45	圃場B : <0.04 (#)
	2	1.2%ゾル剤	1000倍散布 200 L/10 a	5, 7	41, 48	圃場A : <0.04 (5回, 48日) (#)
					15, 28	圃場B : <0.04 (5回, 28日) (#)
	2	1.2%ゾル剤	8倍空中散布 800 mL/10 a	1	27	圃場A : <0.04 (#)
					6.4, 5.3倍空中散布 800 mL/10 a	圃場B : <0.04 (#)
	2	2.0%液剤	666倍散布 100 L/10 a 1000倍散布 150 L/10 a	3	61	圃場A : <0.04 (#)
					44	圃場B : <0.04 (#)
	1	2.0%液剤 +3.0%液剤	5.3倍空中散布 800 mL/10 a +原液空中散布 120 mL/10 a	2+1	61	圃場A : <0.04 (#)
	1	3.0%液剤	8倍空中散布 800 mL/10 a +原液空中散布 150 mL/10 a	1+2	44	圃場A : <0.04 (#)
	2	2.0%粒剤	育苗箱 50 g/箱	1	172 152	圃場A : <0.04 (#) 圃場B : <0.04 (#)
	2	2.0%液剤	100倍種子浸漬 +100倍育苗床土灌注 +200倍散布 120 L/10 a	1+1+3	66	圃場A : <0.04 (#)
					52	圃場B : <0.04 (#)
	2	3.5%ゾル剤	30倍空中散布 3 L/10 a	1	48 57	圃場A : <0.04 (#) 圃場B : <0.04 (#)
					14	圃場A : <0.04 (#) 圃場B : <0.04 (#)
	3	2.0%液剤	5倍無人ヘリ散布 800 mL/10 a	4	14	圃場A : <0.04 (#) 圃場B : <0.04 (#)
					14, 21, 30	圃場A : <0.04 (5回, 30日) (#) 圃場B : <0.04 (5回, 30日) (#) 圃場C : <0.04 (5回, 30日) (#)
	3	1.2%ゾル剤	1000倍散布 120 L/10 a	5	21, 30	圃場A : <0.04 (5回, 30日) (#) 圃場B : <0.04 (5回, 30日) (#) 圃場C : <0.04 (5回, 30日) (#)
					14, 21, 30	圃場A : <0.04 (5回, 30日) (#) 圃場B : <0.04 (5回, 30日) (#) 圃場C : <0.04 (5回, 30日) (#)
	3	2.0%液剤	1000倍種子浸漬 +4倍育苗箱散布 50 mL/箱 +1000倍散布 120 L/10 a	1+1+3	14, 21, 30	圃場A : <0.04 (5回, 30日) (#) 圃場B : <0.04 (5回, 30日) (#) 圃場C : <0.04 (5回, 30日) (#)
					21	圃場A : <0.04 (#) 圃場B : <0.04 (#)
	2	1.2%ゾル剤	300倍散布 25 L/10 a +1000倍散布 120 L/10 a	3+2	21	圃場A : <0.04 (#) 圃場B : <0.04 (#)
	2	1.2%ゾル剤	300倍散布 25 L/10 a	5	21	圃場A : <0.04 (#) 圃場B : <0.04 (#)
	2	0.6%水和剤	150倍散布 25 L/10 a 25 L/10 a	5	21	圃場A : <0.04 (#) 圃場B : <0.04 (#)
	2	0.6%水和剤 +2.0%液剤	150倍散布 25 L/10 a +1000倍散布 120 L/10 a	4+1	14	圃場A : <0.04 (#) 圃場B : <0.04 (#)
	2	1.2%ゾル剤 +2.0%液剤	1000倍散布 120 L/10 a +1000倍散布 120 L/10 a	4+1	14	圃場A : <0.04 (#) 圃場B : <0.04 (#)
	2	2.0%粒剤 +1.2%ゾル剤	育苗箱 30 g/箱 +300倍散布 25 L/10 a	1+2	7, 14, 21	圃場A : <0.04 (3回, 21日) (#) 圃場B : <0.04 (3回, 21日) (#)
	2	2.0%粒剤 +1.2%ゾル剤	育苗箱 30 g/箱 +1000倍散布 150 L/10 a	1+2	7, 14, 21	圃場A : <0.04 (3回, 21日) (#) 圃場B : <0.04 (3回, 21日) (#)
	2	2.0%粒剤 +1.2%ゾル剤	育苗箱 30 g/箱 +8倍無人ヘリ散布 800 mL/10 a	1+2	7, 14, 21	圃場A : <0.04 (3回, 21日) (#) 圃場B : <0.04 (3回, 21日) (#)
	2	2.0%粒剤 +2.0%液剤	育苗箱 30 g/箱 +1000倍散布 150 L/10 a	1+2	45, 47 (穂揃期～収穫) 44, 45 (穂揃期～収穫)	圃場A : <0.04 (3回, 45日) 圃場B : <0.04 (3回, 44日)
	2	2.0%粒剤 +2.0%液剤	育苗箱 30 g/箱 +8倍無人ヘリ散布 800 mL/10 a	1+2	43, 45 (穂揃期～収穫) 44, 45 (穂揃期～収穫)	圃場A : <0.04 (3回, 43日) 圃場B : <0.04 (3回, 44日)
	2	2.0%粒剤 +0.1%粉剤	育苗箱 30 g/箱 +散布 4 kg/10 a	1+2	45, 47 (穂揃期～収穫) 44, 45 (穂揃期～収穫)	圃場A : <0.04 (3回, 45日) 圃場B : <0.04 (3回, 44日)
	2	2.0%粒剤 +0.3%粉剤	育苗箱 30 g/箱 +散布 4 kg/10 a	1+2	45, 47 (穂揃期～収穫) 44, 45 (穂揃期～収穫)	圃場A : <0.04 (3回, 45日) 圃場B : <0.04 (3回, 44日)

(別紙1-1)  
カスガマイシン作物残留試験一覧表 (国内)

農作物	試験 圃場数	試験条件				残留濃度 (mg/kg) <sup>注1)</sup>	
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数		
だいす (乾燥子実)	2	3.0%粉剤	粉衣 種子重量の0.5%	1	103	圃場A : <0.04	
					90	圃場B : <0.04	
あづき (乾燥子実)	2	5.0%水和剤	1000倍散布 100 L/10 a	3	30, 45	圃場A : <0.04	
						圃場B : <0.04	
いんげんまめ (乾燥子実)	2	3.0%粉剤+ 5.0%水和剤	粉衣 種子重量の0.5% +1000倍散布 100~150 L/10 a	1+3	30, 45	圃場A : <0.04	
						圃場B : <0.04	
ばれいしょ (塊茎)	2	5.0%水和剤	1000倍散布 100 L/10 a	3	30, 45	圃場A : <0.04	
					31, 46	圃場B : <0.04 (3回, 31日)	
てんさい (根部)	2	3.0%粉剤	粉衣 種子重量の0.5%	1	96	圃場A : <0.1	
					98	圃場B : <0.1	
ばれいしょ (塊茎)	2	5.0%水和剤	50倍 種いも浸漬 30 mL/kg	1	116	圃場A : <0.04 (#)	
					113	圃場B : <0.04 (#)	
					116	圃場A : <0.04 (#)	
	2		500倍散布 120 L/10 a	5	32	圃場A : <0.04 (#)	
					30	圃場B : <0.04 (#)	
だいこん (根部)	2	2.5%水和剤	30倍 種いも浸漬 +1000倍散布 150 L/10 a	1+3	7, 14, 21	圃場A : <0.04	
					7, 14, 21	圃場B : <0.04	
てんさい (根部)	2	2.5%水和剤 +5.0%水和剤	30倍 種いも浸漬 +500倍散布 250, 200 L/10 a	1+3	7, 14, 21	圃場A : <0.04	
					7, 14, 21	圃場B : <0.04	
	2	2.0%液剤	200倍散布 100 L/10 a	5	19	圃場A : <0.05 (#)	
					28	圃場B : <0.05 (#)	
	2	5.0%水和剤	200倍散布 25 L/10 a	5	28	圃場A : <0.04	
					30	圃場B : <0.04	
だいこん (根部)	2	5.0%水和剤	800倍散布 100 L/10 a	5	28	圃場A : <0.04	
					30	圃場B : <0.04	
だいこん (葉部)	2	5.0%水和剤	200倍散布 25 L/10 a	5	7, 14, 21	圃場A : <0.04	
					7, 14, 21	圃場B : <0.04	
だいこん (葉部)	2	5.0%水和剤	800倍散布 100 L/10 a	5	7, 14, 21	圃場A : <0.04	
					7, 14, 21	圃場B : <0.04	
はくさい (茎葉)	2	2.5%水和剤	400倍散布 200 L/10 a	5	7, 14, 21	圃場A : <0.04	
					7, 14, 21	圃場B : <0.04	
キャベツ (葉球)	2	5.0%水和剤	1000倍散布 200 L/10 a	4	7, 14, 21	圃場A : <0.04	
					7, 14, 21	圃場B : <0.04	
メキャベツ (芽球)	2	5.0%水和剤	1000倍散布 200 L/10 a	3	14, 21, 28, 42	圃場A : <0.04	
						圃場B : <0.04	
プロッコリー (花蕾)	2	5.0%水和剤	1000倍散布 350 L/10 a	4	7, 15, 21	圃場A : 0.16	
					7, 14, 21, 28	圃場B : 0.16	
	3	5.0%水和剤	1000倍散布 250, 214~300 L/10 a	4	7	圃場A : 0.28	
					7	圃場B : 0.04	
なばな (花蕾)	2	5.0%水和剤	1000倍散布 100, 140 L/10 a	3	7, 14, 21	圃場C : 0.03	
					7, 14, 21	圃場A : <0.04	
ごぼう (根部)	2	5.0%水和剤	1000倍散布 300, 200 L/10 a	3	14, 21, 30	圃場B : <0.04	
					14, 21, 29	圃場A : <0.04	
レタス (茎葉)	2	5.0%水和剤	1000倍散布 200 L/10 a	4	7, 14, 21	圃場B : <0.04	
					7, 14, 20	圃場A : <0.04	
サラダ菜 (茎葉)	2	5.0%水和剤	1000倍散布 120~300, 200 L/10 a	4	7, 14, 21	圃場A : 0.10	
					7, 14, 21	圃場B : 0.47	
リーフレタス (茎葉)	2	5.0%水和剤	1000倍散布 167, 192 L/10 a	4	7, 14, 21	圃場A : 0.78	
					7, 14, 21	圃場B : 0.19	
リーフレタス (茎葉)	2	5.0%水和剤	1000倍散布 200 L/10 a	4	7, 14, 21	圃場A : 0.04	
					7, 14, 21	圃場B : 0.08	
リーフレタス (茎葉)	2	5.0%水和剤	1000倍散布 176, 192 L/10 a	4	7, 14, 21	圃場A : 0.71	
					7, 14, 21	圃場B : 0.08	

(別紙1-1)  
カスガマイシン作物残留試験一覧表 (国内)

農作物	試験 圃場数	試験条件				残留濃度 (mg/kg) <sup>注1)</sup>
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数	
たまねぎ (鱗茎)	2	5.0%水和剤	1000倍散布 150 L/10 a	5	14, 21, 28	圃場A : <0.04 圃場B : <0.04
葉ねぎ (茎葉)	2	5.0%水和剤	1000倍散布 300 L/10 a	2	14, 21, 28, 42	圃場A : <0.04 圃場B : <0.04
根深ねぎ (茎葉)	2	5.0%水和剤	1000倍散布 300 L/10 a	2	14, 21, 28, 42	圃場A : <0.04 圃場B : <0.04
にんにく (鱗茎)	2	5.0%水和剤	1000倍散布 250 L/10 a	5	7, 14, 21	圃場A : <0.04 圃場B : <0.04
にんじん (根部)	2	5.0%水和剤	1000倍散布 150 L/10 a	2	7, 14, 21	圃場A : <0.04 圃場B : <0.04
セルリー (茎葉)	3	5.0%水和剤	1000倍散布 259~272, 235, 279 L/10 a	3	7, 14, 21, 28	圃場A : 0.88 圃場B : 0.54 圃場C : 1.10
トマト (果実)	2	3.0%水和剤	1000倍散布 100 mL/株	3, 5	1	圃場A : <0.1 (5回, 1日) (#)
			1000倍散布 400 L/10 a		1, 3	圃場B : <0.1 (5回, 1日) (#)
ミニトマト (果実)	3	5.0%水和剤	1000倍散布 200, 280~284 L/10 a	5	1, 3, 7	圃場A : 0.12 圃場B : 0.12
			1000倍散布 300 L/10 a		1	圃場C : 0.21
ピーマン (果実)	2	5.0%水和剤	1000倍散布 300 L/10 a	5	1, 3, 7, 14	圃場A : <0.04 圃場B : <0.04
とうがらし (果実)	2	5.0%水和剤	1000倍散布 200 L/10 a	5	3, 7, 14	圃場A : 0.10 (5回, 3日) 圃場B : 0.12 (5回, 3日)
甘長とうがらし (果実)	2	5.0%水和剤	1000倍散布 155~190, 240 L/10 a	5	1, 3, 7, 14	圃場A : 0.20 圃場B : 0.48
しとう (果実)	2	5.0%水和剤	1000倍散布 350 L/10 a	5	3, 7, 14	圃場A : 0.14 (5回, 3日)
			1000倍散布 200 L/10 a		7, 14, 21	圃場B : <0.04 (5回, 7日)
きゅうり (果実)	4	5.0%水和剤	100倍種子浸漬 +1000倍散布 200~300 L/10 a	1+5	1, 2, 3	圃場A : <0.05 (6回, 1日) (#)
			100倍種子浸漬 +1000倍散布 80~120, 150~200 L/10 a			圃場B : <0.05 (6回, 1日) (#) 圃場C : <0.05 (6回, 1日) (#) 圃場D : <0.05 (6回, 1日) (#)
すいか (果肉)	2	5.0%水和剤	1000倍散布 150 L/10 a	5	1, 3, 7	圃場A : <0.05 圃場B : <0.05
	3	5.0%水和剤	1000倍散布 203~283 L/10 a	5	1, 3, 7	圃場A : 0.07 圃場B : 0.13 (5回, 7日) 圃場C : 0.15 (5回, 3日)
すいか (果実)	3	5.0%水和剤	1000倍散布 203~283 L/10 a	5	1, 3, 7	圃場A : 0.08 圃場B : 0.13 (5回, 3日) 圃場C : 0.15
メロン (果肉)	2	5.0%水和剤	1000倍散布 300 L/10 a	5	3, 7, 14	圃場A : <0.04 圃場B : <0.04
	3	5.0%水和剤	1000倍散布 250~281 L/10 a	5	3, 7, 14	圃場A : 0.10 (5回, 14日) 圃場B : 0.46 (5回, 14日) 圃場C : 0.48 (5回, 7日)
メロン (果実)	3	5.0%水和剤	1000倍散布 250~281 L/10 a	5	3, 7, 14	圃場A : 0.38 圃場B : 0.54 (5回, 14日) 圃場C : 0.82 (5回, 7日)
おくら (果実)	2	5.0%水和剤	1000倍散布 200, 250 L/10 a	3	3, 7, 14	圃場A : <0.04 圃場B : <0.04
さやえんどう (さや)	2	3.0%粉剤	粉衣 種子重量の0.5%	1	95~103	圃場A : <0.04
さやいんげん (さや)	2	3.0%粉剤	粉衣 種子重量の0.5%	1	92~106	圃場B : <0.04
					76	圃場A : <0.04
えだまめ (さや)	2	3.0%粉剤	粉衣 種子重量の0.5%	1	63	圃場B : <0.04
					82	圃場A : <0.04
みかん (果肉)	2	5.0%水和剤	1000倍散布 800, 600 L/10 a	7	7, 14, 21	圃場A : <0.05 (7回, 7日) (#)
						圃場B : <0.05 (7回, 7日) (#)

(別紙1-1)  
カスガマイシン作物残留試験一覧表 (国内)

農作物	試験 圃場数	試験条件				残留濃度 (mg/kg) <sup>注1)</sup>
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数	
みかん (果皮)	2	5.0%水和剤	1000倍散布 800, 600 L/10 a	7	7, 14, 21	圃場A : <0.05 (7回, 7日) (#) 圃場B : <0.05 (7回, 7日) (#)
みかん (果実)	2	5.0%水和剤	1000倍散布 800, 600 L/10 a	7	7, 14, 21	圃場A : <0.05 <sup>注2)</sup> (7回, 7日) (#) 圃場B : <0.05 <sup>注2)</sup> (7回, 7日) (#)
なつみかん (果実)	2	5.0%水和剤	1000倍散布 500, 700 L/10 a	5	21, 28, 35	圃場A : <0.05 (5回, 35日) (#) 圃場B : <0.05 (5回, 35日) (#)
すだち (果実)	1	5.0%水和剤	1000倍散布 500 L/10 a	5	7, 14, 21	圃場A : <0.05 (5回, 21日) (#)
かぼす (果実)	1	5.0%水和剤	1000倍散布 600 L/10 a	5	7, 14, 21	圃場A : <0.05 (5回, 21日) (#)
なし (果実)	2	5.0%水和剤	1000倍散布 300 L/10 a	2	293 284	圃場A : <0.04 圃場B : <0.04
びわ (果実)	2	5.0%水和剤	1000倍散布 600 L/10 a	3	3, 9, 16 3, 7, 14	圃場A : <0.04 (3回, 16日) (#) 圃場B : <0.04 (3回, 14日) (#)
びわ (果肉)	3	5.0%水和剤	1000倍散布 400~625 L/10 a	3	89, 96, 103 112, 119, 126 64, 71, 78	圃場A : <0.01 (3回, 89日) 圃場B : <0.01 (3回, 112日) 圃場C : 0.02 (3回, 64日)
びわ (果皮)	3	5.0%水和剤	1000倍散布 400~625 L/10 a	3	89, 96, 103 112, 119, 126 64, 71, 78	圃場A : 0.02 (3回, 89日) 圃場B : <0.01 (3回, 112日) 圃場C : 0.19 (3回, 78日)
びわ (果実)	3	5.0%水和剤	1000倍散布 400~625 L/10 a	3	89, 96, 103 112, 119, 126 64, 71, 78	圃場A : <0.01 <sup>注3)</sup> (3回, 89日) 圃場B : <0.01 <sup>注3)</sup> (3回, 126日) 圃場C : 0.02 <sup>注3)</sup> (3回, 64日)
もも (果肉)	2	5.0%水和剤	500倍散布 300 L/10 a	3	116 96	圃場A : <0.04 圃場B : <0.04
もも (果皮)	2	5.0%水和剤	500倍散布 300 L/10 a	3	116 96	圃場A : <0.04 圃場B : <0.04
もも (果実)	2	5.0%水和剤	500倍散布 300 L/10 a	3	116 96	圃場A : <0.037 <sup>注4)</sup> 圃場B : <0.037 <sup>注4)</sup>
うめ (果実)	2	2.0%液剤	500倍散布 500, 400 L/10 a	1, 2	45, 59 30, 45, 59	圃場A : <0.04
					45, 60 30, 45, 60	圃場B : 0.13
	3	2.0%液剤	500倍散布 345 L/10 a	2	28, 35, 42, 49	圃場A : 0.10 (2回, 28日)
			500倍散布 400, 341~350 L/10 a		28, 35, 42, 49	圃場B : 0.12 (2回, 28日) 圃場C : 0.01 (2回, 28日)
キウイフルーツ (果肉)	2	5.0%水和剤	500, 1000倍散布 500, 300 L/10 a	2	216 220	圃場A : <0.04 圃場B : <0.04
	2	5.0%水和剤 +2.0%液剤	500, 1000倍散布 500, 300 L/10 a +400倍散布 500, 300 L/10 a	2+4	21, 35, 49 21, 35, 44	圃場A : <0.04 (6回, 49日) (#) 圃場B : <0.04 (6回, 44日) (#)
	2	2.0%液剤	200倍樹幹注入 4.3~5.4 L/樹、3 L/10 m <sup>2</sup>	1	336 357	圃場A : <0.04 圃場B : <0.04
	2	5.0%水和剤	500, 1000倍散布 500, 300 L/10 a	2	216 220	圃場A : <0.04 圃場B : <0.04
キウイフルーツ (果皮)	2	5.0%水和剤 +2.0%液剤	500, 1000倍散布 500, 300 L/10 a +400倍散布 500, 300 L/10 a	2+4	21, 35, 49 21, 35, 44	圃場A : 0.66 (6回, 49日) (#) 圃場B : 0.68 (6回, 44日) (#)
					336 357	圃場A : <0.04 圃場B : <0.04
	2	2.0%液剤	200倍樹幹注入 4.3~5.4 L/樹、3 L/10 m <sup>2</sup>	1	216 220	圃場A : <0.04 圃場B : <0.04
	2	5.0%水和剤	500, 1000倍散布 500, 300 L/10 a	2	216 220	圃場A : <0.04 <sup>注5)</sup> 圃場B : <0.04 <sup>注5)</sup>
キウイフルーツ (果実)	2	5.0%水和剤 +2.0%液剤	500, 1000倍散布 500, 300 L/10 a +400倍散布 500, 300 L/10 a	2+4	21, 35, 49 21, 35, 44	圃場A : 0.146 <sup>注5)</sup> (6回, 49日) (#) 圃場B : 0.135 <sup>注5)</sup> (6回, 44日) (#)
					336 357	圃場A : <0.04 <sup>注5)</sup> 圃場B : <0.04 <sup>注5)</sup>

カスガマイシン作物残留試験一覧表 (国内)

(別紙1-1)

農作物	試験 圃場数	試験条件				残留濃度 (mg/kg) <sup>注1)</sup>
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数	
茶 (荒茶)	2	5.0%水和剤	1000倍散布 200 L/10 a	1, <u>2</u>	21, 30	圃場A : 0.04 (2回, 21日) 圃場B : <0.04 (2回, 21日)
	6	5.0%水和剤	500倍散布 333, 389 L/10 a	<u>2</u>	<u>14</u> , 21, 28	圃場A : 1.27 圃場B : 0.44
			500倍散布 309～398 L/10 a		<u>14</u>	圃場C : 0.21 圃場D : 0.95 圃場E : 0.70 圃場F : 0.22
		5.0%水和剤	1000倍散布 200 L/10 a	1, <u>2</u>	21, 30	圃場A : 0.04 (2回, 21日) 圃場B : <0.04 (2回, 21日)
		5.0%水和剤	500倍散布 333, 389 L/10 a	<u>2</u>	<u>14</u> , 21, 28	圃場A : 0.84 圃場B : 0.12
			500倍散布 309, 333, 341, 398 L/10 a		<u>14</u>	圃場C : 0.12 圃場D : 0.74 圃場E : 0.40 圃場F : 0.14
茶 (浸出液)	2	5.0%水和剤	1000倍散布 200 L/10 a	1, <u>2</u>	21, 30	圃場A : 0.04 (2回, 21日) 圃場B : <0.04 (2回, 21日)
	6	5.0%水和剤	500倍散布 333, 389 L/10 a	<u>2</u>	<u>14</u> , 21, 28	圃場A : 0.84 圃場B : 0.12
			500倍散布 309, 333, 341, 398 L/10 a		<u>14</u>	圃場C : 0.12 圃場D : 0.74 圃場E : 0.40 圃場F : 0.14

(#)印で示した作物残留試験成績は、申請の範囲内で試験が行われていない。また、適用範囲内ではない試験条件を斜体で示した。

今回、新たに提出された作物残留試験成績に網を付けて示している。

注1) 当該農薬の登録又は申請された適用の範囲内で最も多量に用い、かつ最終使用から収穫までの期間を最短とした場合の作物残留試験（いわゆる最大使用条件下の作物残留試験）を複数の圃場で実施し、それぞれの試験から得られた残留濃度の最大値を示した。

表中、最大使用条件下の作物残留試験条件に、アンダーラインを付しているが、経時に測定されたデータがある場合において、収穫までの期間が最短の場合にのみ最大残留濃度が得られるとは限らないため、最大使用条件以外で最大残留濃度が得られた場合は、その使用回数及び経過日数について（ ）内に記載した。

注2) 果肉及び外果皮の重量割合が不明のため、過去の作物残留試験等のデータから、それぞれの割合を果肉80%及び果皮20%として果実全体の残留濃度を算出した。

注3) 果肉、果皮及び種子の重量比から果実全体の残留濃度を算出した。

注4) 果肉、果皮及び種子の重量割合が不明のため、過去の作物残留試験等のデータから、それぞれの割合を果肉77%、果皮15%及び種子8%として果実全体の残留濃度を算出した。

注5) 果肉及び果皮の重量比から果実全体の残留濃度を算出した。

## カスガマイシン作物残留試験一覧表 (カナダ)

農作物	試験 圃場数	試験条件				残留濃度 (mg/kg) <small>注)</small>
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数	
トマト (果実)	9	2%液剤	19.17 g ai/ha 散布	3	0, 1, 3, 7	圃場A : <0.04
						圃場B : <0.04
					1	圃場C : <0.04
						圃場D : <0.04
			95.85 g ai/ha 散布		圃場E : <0.04	
					圃場F : <0.04	
					圃場G : <0.04	
					圃場H : <0.04	
ピーマン (果実)	12	2%液剤	23.31 g ai/ha 散布	3	1, 3	圃場I : 0.0498 (3回, 1日) (#)
					1	圃場A : <0.04
					圃場B : <0.04	
					圃場C : <0.04	
					圃場D : <0.04	
					圃場E : <0.04	
					圃場F : <0.04	
					圃場G : 0.0488	
					圃場H : 0.0726	
					圃場I : <0.04 (#)	
					圃場J : <0.04 (3回, 3日)	
					圃場K : <0.04 (3回, 4日)	
とうがらし (果実)	7	2%液剤	19.17 g ai/ha 散布	3	—	圃場L : 0.0728 (#)
					0, 1, 3, 7	圃場A : <0.04
						圃場B : <0.04
					1	圃場C : <0.04
						圃場D : <0.04
					1	圃場E : <0.04
						圃場F : <0.04
					1	圃場G : 0.0588
						圃場H : <0.04
					1	圃場I : 0.0420
りんご (果実)	15	2%液剤	93.02 g ai/ha 散布 (展着剤を添加)	4	98	圃場A : <0.01
					91	圃場B : 0.058
					100	圃場C : <0.04
					100	圃場D : <0.04
					99	圃場E : <0.04
					98	圃場F : 0.043
					93	圃場G : 0.048
					100	圃場H : <0.04
					96	圃場I : <0.01
					100	圃場J : <0.04
					90	圃場K : 0.068
					91	圃場L : <0.04
					90	圃場M : <0.04
					32, 46, 60, 75, 98	圃場N : <0.04 (4回, 98日)
					99	圃場O : <0.01
りんご (果実)	5	2%液剤	93.02 g ai/ha 散布 (展着剤を添加)	4	94	圃場A : <0.04
					92	圃場B : <0.04
					91	圃場C : <0.04
					92	圃場D : <0.04
					92	圃場E : <0.04

## カスガマイシン作物残留試験一覧表 (カナダ)

農作物	試験 圃場数	試験条件				残留濃度 (mg/kg) <small>注)</small>
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数	
りんご (果実)	5	2%液剤	93.02 g ai/ha 敷布 (展着剤の使用なし)	4	94	圃場A : <0.04
					92	圃場B : <0.04
					91	圃場C : <0.04
					92	圃場D : <0.04
					92	圃場E : <0.04
	1	2%液剤	93.02 g ai/ha 敷布 (展着剤を添加)	4	7	圃場A : <0.04 (#)
西洋なし (果実)	7	2%液剤	93.02 g ai/ha 敷布 (展着剤を添加)	6	27	圃場A : 0.070 (#)
					32	圃場B : 0.050 (#)
					30	圃場C : 0.166 (#)
					30	圃場D : 0.118 (#)
					0, 3, 7, 14, 28	圃場E : 0.107 (6回, 28日) (#)
					28	圃場F : 0.106 (#)
					0, 3, 7, 14, 30	圃場G : 0.105 (6回, 30日) (#)
	2	2%液剤	930 g ai/ha 敷布 (展着剤を添加)	1	0, 1, 2, 3, 7, 14, 27	圃場A : 0.229 (1回, 27日) (#)
					0, 1, 2, 3, 8, 14, 21, 31	圃場B : 0.126 (1回, 31日) (#)
	3	2%液剤	93.53 g ai/ha 敷布 (展着剤を添加)	4	27, 90	圃場A : 0.087
					29, 87	圃場B : <0.04 (4回, 87日)
					29, 92	圃場C : 0.052 (4回, 92日)
日本なし(果実)	1	2%液剤	93.02 g ai/ha 敷布 (展着剤を添加)	6	28	圃場A : 0.052 (#)
クルミ (種子(仁))	3	2%液剤	93.02 g ai/ha 敷布	4	98	圃場A : 0.04
とうとう (果実)	8	2%液剤	94.1 g ai/ha 敷布 (展着剤を添加)	4	110	圃場B : <0.04
					106	圃場C : <0.04
					29	圃場A : 0.330
					30	圃場B : 0.240
					0, 7, 14, 21, 30	圃場C : 0.291
					29	圃場D : 0.081
					28	圃場E : 0.118
					33	圃場F : 0.082
					28	圃場G : 0.086
ラズベリー (果実)	5	2%液剤	100 g ai/ha 敷布 (展着剤を添加)	4	27	圃場H : 0.124
					0, 1, 3, 9	圃場A : 1.57
					1	圃場B : 0.43
					1	圃場C : 0.68
					1	圃場D : 0.63
ハイブッシュ ブルーベリー (果実)	4	2%液剤	100 g ai/ha 敷布 (展着剤を添加)	4	1	圃場E : 0.93
					1	圃場A : 0.625
					1	圃場B : 0.855
					1	圃場C : 1.23
					1	圃場D : 0.547

— : not applicable

( # )印で示した作物残留試験成績は、申請の範囲内で試験が行われていないことを示す。また、適用範囲内ではない試験条件を斜体で示した。

今回、新たに提出された作物残留試験成績に網を付けて示している。

注) 当該農薬の登録又は申請された適用の範囲内で最も多量に用い、かつ最終使用から収穫までの期間を最短とした場合の作物残留試験 (いわゆる最大使用条件下の作物残留試験) を複数の圃場で実施し、それぞれの試験から得られた残留濃度の最大値を示した。

表中、最大使用条件下の作物残留試験条件に、アンダーラインを付しているが、経時的に測定されたデータがある場合において、収穫までの期間が最短の場合にのみ最大残留濃度が得られるとは限らないため、最大使用条件以外で最大残留濃度が得られた場合は、その使用回数及び経過日数について ( ) 内に記載した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.2	0.2	○			<0.04,<0.04(¥)
大豆	0.04	0.04	○			<0.04,<0.04※1
小豆類	0.2	0.2	○			<0.04,<0.04(¥)
えんどう	0.04	0.04	○			(大豆参照)※1
そら豆	0.04	0.04	○			(大豆参照)※1
その他の豆類	0.04	0.04	○			(大豆参照)※1
ばれいしょ	0.2	0.2	○			<0.04,<0.04(¥)
てんさい	0.2	0.2	○			<0.04,<0.04(¥)
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.2	0.2	○			<0.04,<0.04(¥)
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	0.2	0.2	○			<0.04,<0.04(¥)
はくさい	0.2	0.2	○			<0.04,<0.04(¥)
キャベツ	0.2	0.2	○			<0.04,<0.04(¥)
芽キャベツ	0.2	0.2	○			<0.04,<0.04(¥)
ブロッコリー	0.6	0.2	○・申			0.03~0.28(n=5)
その他のあぶらな科野菜	0.2	0.2	○			<0.04,<0.04(¥)(なばな)
ごぼう	0.2	0.2	○			<0.04,<0.04(¥)
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	2	0.2	○・申			0.10~0.78(n=4)(サラダ菜)、 0.04~0.71(n=4)(リーフレタス)
たまねぎ	0.2	0.2	○			<0.04,<0.04(¥)
ねぎ(リーキを含む。)	0.2	0.2	○			<0.04,<0.04(¥)(葉ねぎ)
にんにく	0.2	0.2	○			<0.04,<0.04(¥)
にんじん	0.2	0.2	○			<0.04,<0.04(¥)
セロリ	3		申			0.54,0.88,1.10
トマト	0.5	0.2	○・申			0.12,0.12,0.21(ミニトマト)
ピーマン	0.2	0.2	○			<0.04,<0.04(¥)
なす	0.1	0.1		0.1	カナダ	【カナダトマト(<0.04~ 0.0726(¥)(n=19))、ピーマン(<0.04~ ~0.0588(¥)(n=9))、とうがらし(<0.04~ 0.0836(¥)(n=7))】 0.20,0.48(甘長とうがらし)、 0.40,0.84(しとう)
その他のなす科野菜	2	0.2	○・申			
きゅうり(ガーベルを含む。)	0.2	0.2	○			<0.05,<0.05(¥)
すいか		0.2	○			
すいか(果皮を含む。)	0.4		○			0.08,0.13,0.15
メロン類果実		0.2	○			
メロン類果実(果皮を含む。)	2		○			0.38,0.54,0.82
オクラ	0.2	0.2	○			<0.04,<0.04(¥)
未成熟えんどう	0.04	0.04	○			<0.04,<0.04※1
未成熟いんげん	0.04	0.04	○			<0.04,<0.04※1
えだまめ	0.04	0.04	○			<0.04,<0.04※1
その他の野菜	0.04	0.04	○			(えだまめ参照)※1
みかん		0.2	○			
みかん(外果皮を含む。)	0.2		○			<0.05,<0.05(¥)
なつみかんの果実全体	0.2	0.2	○			<0.05,<0.05(¥)
レモン	0.2	0.2	○			(なつみかんの果実全体参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.2	0.2	○			(なつみかんの果実全体参照)
グレープフルーツ	0.2	0.2	○			(なつみかんの果実全体参照)
ライム	0.2	0.2	○			(なつみかんの果実全体参照)
その他のかんきつ類果実	0.2	0.2	○			<0.05(すだち),<0.05(かぼす)(¥)
りんご	0.2	0.2		0.2	カナダ	【カナダりんご(<0.01~ 0.068(¥)(n=20))、西洋なし (<0.04,0.052,0.087)】
日本なし	0.2	0.2	○	0.2	カナダ	【カナダりんご、西洋なし参照】
西洋なし	0.2	0.2	○	0.2	カナダ	【カナダりんご、西洋なし参照】

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
マルメロ	0.2	0.2			0.2	カナダ 【カナダりんご、西洋なし参照】
びわ		0.2	○			
びわ(果梗を除き、果皮及び種子を含む。)	0.2		○	0.2	カナダ 【カナダりんご、西洋なし参照】	
もも		0.2	○			
もも(果皮及び種子を含む。)	0.2		○			<0.037,<0.037(¥)
うめ	0.3	0.2	○・申			0.01~0.13(n=5)
おうとう(チェリーを含む。)	0.6		IT	0.6	カナダ 【0.081~0.330(n=8)(カナダ)】	
ラズベリー	3		IT	3.0	カナダ 【カナダラズベリー参照】	<0.43~1.57(n=5)(カナダ)】
ブラックベリー	3		IT	3.0	カナダ 【カナダハイブッシュブルーベリー (0.547~1.23(n=4))】	
その他のベリー類果実	3		IT	3.0	カナダ	
キウイ	0.2	0.2	○			<0.04,<0.04(¥)
その他の果実	0.2	0.2		0.2	カナダ 【カナダりんご、西洋なし参照】	
くるみ	0.04	0.04		0.04	カナダ 【<0.04,<0.04,0.04(カナダ)】	
茶	3	0.2	○・申			0.21~1.27(n=6)
その他のスパイス	0.2	0.2	○			<0.05,<0.05(¥)(みかん果皮)

申請(国内における登録、承認等の申請、インポートトレランス申請)以外の理由により本基準(暫定基準以外の基準)を見直す基準値案について、太枠線で囲んで示した。

食品区分を別途新設すること等に伴い、食品区分を削除したものについては、斜線で示した。

「登録有無」の欄に「○」の記載があるものは、国内で農薬等としての使用が認められていることを示している。

「登録有無」の欄に「申」の記載があるものは、国内で農薬の登録申請等の基準値設定依頼がなされたものであることを示している。

「登録有無」の欄に「IT」の記載があるものは、インポートトレランス申請に基づく基準値設定依頼がなされたものであることを示している。

(#)これらの作物残留試験は、登録又は申請の適用の範囲内で試験が行われていない。

(¥)作物残留試験結果の最大値を基準値設定の根拠とした。

※1)種子処理のみの適用のため、定量限界を基準値としている。

## カスガマイシンの推定摂取量 (単位: µg/人/day)

食品名	基準値案 (ppm)	暴露評価に 用いた数値 (ppm)	国民全体 (1歳以上) TMDI	国民全体 (1歳以上) EDI	幼小児 (1~6歳) TMDI	幼小児 (1~6歳) EDI	妊婦 TMDI	妊婦 EDI	高齢者 (65歳以上) TMDI	高齢者 (65歳以上) EDI
米(玄米をいう。)	0.2	0.04	32.8	6.6	17.1	3.4	21.1	4.2	36.0	7.2
大豆	0.04	0.04	1.6	1.6	0.8	0.8	1.3	1.3	1.8	1.8
小豆類	0.2	0.04	0.5	0.1	0.2	0.0	0.2	0.0	0.8	0.2
えんどう	0.04	0.04	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
そら豆	0.04	0.04	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他の豆類	0.04	0.04	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ばれいしょ	0.2	0.04	7.7	1.5	6.8	1.4	8.4	1.7	7.0	1.4
てんさい	0.2	0.04	6.5	1.3	5.5	1.1	8.2	1.6	6.6	1.3
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.2	0.04	6.6	1.3	2.3	0.5	4.1	0.8	9.1	1.8
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	0.2	0.04	0.3	0.1	0.1	0.0	0.6	0.1	0.6	0.1
ほくさい	0.2	0.04	3.5	0.7	1.0	0.2	3.3	0.7	4.3	0.9
キャベツ	0.2	0.04	4.8	1.0	2.3	0.5	3.8	0.8	4.8	1.0
芽キャベツ	0.2	0.04	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ブロッコリー	0.6	0.134	3.1	0.7	2.0	0.4	3.3	0.7	3.4	0.8
その他のあぶらな科野菜	0.2	0.04	0.7	0.1	0.1	0.0	0.2	0.0	1.0	0.2
こぼう	0.2	0.04	0.8	0.2	0.3	0.1	0.8	0.2	0.9	0.2
レタス(サラダ菜及びらしゃを含む。)	2	0.306	19.2	2.9	8.8	1.3	22.8	3.5	18.4	2.8
たまねぎ	0.2	0.04	6.2	1.2	4.5	0.9	7.1	1.4	5.6	1.1
ねぎ(リーキを含む。)	0.2	0.04	1.9	0.4	0.7	0.1	1.4	0.3	2.1	0.4
にんにく	0.2	0.04	0.1	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.1	0.0
にんじん	0.2	0.04	3.8	0.8	2.8	0.6	4.5	0.9	3.7	0.7
セロリ	3	0.84	3.6	1.0	1.8	0.5	0.9	0.3	3.6	1.0
トマト	0.5	0.15	16.1	4.8	9.5	2.9	16.0	4.8	18.3	5.5
ピーマン	0.2	0.04	1.0	0.2	0.4	0.1	1.5	0.3	1.0	0.2
なす	0.1	0.043	1.2	0.5	0.2	0.1	1.0	0.4	1.7	0.7
その他のなす科野菜	2	0.48	2.2	0.5	0.2	0.0	2.4	0.6	2.4	0.6
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.2	0.05	4.1	1.0	1.9	0.5	2.8	0.7	5.1	1.3
すいか(果皮を含む。)	0.4	0.12	3.0	0.9	2.2	0.7	5.8	1.7	4.5	1.4
メロン類果実(果皮を含む。)	2	0.58	7.0	2.0	5.4	1.6	8.8	2.6	8.4	2.4
オクラ	0.2	0.04	0.3	0.1	0.2	0.0	0.3	0.1	0.3	0.1
未成熟えんどう	0.04	0.04	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1
未成熟いんげん	0.04	0.04	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1
えだまめ	0.04	0.04	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1
その他の野菜	0.04	0.04	0.5	0.5	0.3	0.3	0.4	0.4	0.6	0.6
みかん(外果皮を含む。)	0.2	0.05	3.6	0.9	3.3	0.8	0.1	0.0	5.2	1.3
なつみかんの果実全体	0.2	0.05	0.3	0.1	0.1	0.0	1.0	0.2	0.4	0.1
レモン	0.2	0.05	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0
オレンジ(スープルオレンジを含む。)	0.2	0.05	1.4	0.4	2.9	0.7	2.5	0.6	0.8	0.2
グレープフルーツ	0.2	0.05	0.8	0.2	0.5	0.1	1.8	0.4	0.7	0.2
ライム	0.2	0.05	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他のかんきつ類果実	0.2	0.05	1.2	0.3	0.5	0.1	0.5	0.1	1.9	0.5
りんご	0.2	0.041	4.8	1.0	6.2	1.3	3.8	0.8	6.5	1.3
日本なし	0.2	0.041	1.3	0.3	0.7	0.1	1.8	0.4	1.6	0.3
西洋なし	0.2	0.041	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0
マルメロ	0.2	0.041	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
びわ(果梗を除き、果皮及び種子を含む。)	0.2	0.041	0.1	0.0	0.1	0.0	0.4	0.1	0.1	0.0
もも(果皮及び種子を含む。)	0.2	0.037	0.7	0.1	0.7	0.1	1.1	0.2	0.9	0.2
うめ	0.3	0.08	0.4	0.1	0.1	0.0	0.2	0.0	0.5	0.1
おうとう(チェリーを含む。)	0.6	0.169	0.2	0.1	0.4	0.1	0.1	0.0	0.2	0.1
ズベリ	3	0.848	0.3	0.1	0.3	0.1	0.3	0.1	0.3	0.1
ブラックベリー	3	0.848	0.3	0.1	0.3	0.1	0.3	0.1	0.3	0.1
その他のベリー類果実	3	0.814	0.3	0.1	0.3	0.1	0.6	0.2	0.3	0.1
キウイ	0.2	0.04	0.4	0.1	0.3	0.1	0.5	0.1	0.6	0.1
その他の果実	0.2	0.041	0.2	0.0	0.1	0.0	0.2	0.0	0.3	0.1
くるみ	0.04	0.04	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
茶	3	0.393	19.8	2.6	3.0	0.4	11.1	1.5	28.2	3.7
その他のスパイス	0.2	0.05	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
計			175.9	38.8	97.7	22.4	157.3	35.0	201.8	44.6
ADI比(%)			3.4	0.7	6.3	1.4	2.9	0.6	3.8	0.8

TMDI: 理論最大1日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)

TMDI試算法: 基準値案×各食品の平均摂取量

EDI: 推定1日摂取量 (Estimated Daily Intake)

EDI試算法: 作物残留試験成績の平均値×各食品の平均摂取量

茶については、浸出液における作物残留試験結果を用いてEDI試算をした。

(参考)

これまでの経緯

昭和40年 5月10日	初回農薬登録
平成17年11月29日	残留農薬基準告示
平成24年 8月21日	厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
平成25年 5月21日	インポートトレランス申請（トマト、ピーマン等）
平成25年 8月19日	厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
平成26年 3月24日	食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知
平成26年11月27日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会
平成27年 3月26日	残留農薬基準告示
令和元年 7月10日	農林水産省から厚生労働省へ農薬登録申請に係る連絡及び基準値設定依頼（適用拡大：セルリー、ミニトマト、茶等）
令和元年11月22日	インポートトレランス申請（とうとう、ラズベリー、ブラックベリー類等）
令和2年 6月11日	厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
令和2年10月27日	食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知
令和3年 1月27日	薬事・食品衛生審議会へ諮問
令和3年 1月22日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

## ● 農事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

### [委員]

○梶山 浩	国立医薬品食品衛生研究所食品部長
石井 里枝	埼玉県衛生研究所副所長（兼）食品微生物検査室長
井之上 浩一	学校法人立命館大学薬学部薬学科臨床分析化学研究室教授
大山 和俊	一般財団法人残留農薬研究所化学部長
折戸 謙介	学校法人麻布獸医学園理事（兼）麻布大学獸医学部生理学教授
魏 民	公立大学法人大阪大阪市立大学大学院医学研究科 環境リスク評価額准教授
佐々木 一昭	国立大学法人東京農工大学大学院農学研究院動物生命科学部門准教授
佐野 元彦	国立大学法人東京海洋大学学術研究院海洋生物資源学部門教授
瀧本 秀美	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
永山 敏廣	国立健康・栄養研究所栄養疫学・食育研究部長
根本 了	学校法人明治薬科大学薬学部特任教授
二村 瞳子	国立医薬品食品衛生研究所食品部第一室長
宮井 俊一	日本生活協同組合連合会組織推進本部長
吉成 浩一	元 一般社団法人日本植物防疫協会技術顧問
(○ : 部会長)	静岡県公立大学法人静岡県立大学薬学部衛生分子毒性学分野教授

答申（案）

カスガマイシン

食品名	残留基準値 ppm
米（玄米をいう。）	0.2
大豆	0.04
小豆類 <sup>注1)</sup>	0.2
えんどう	0.04
そら豆	0.04
その他の豆類 <sup>注2)</sup>	0.04
ばれいしょ	0.2
てんさい	0.2
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.2
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	0.2
はくさい	0.2
キャベツ	0.2
芽キャベツ	0.2
プロッコリー	0.6
その他のあぶらな科野菜 <sup>注3)</sup>	0.2
ごぼう	0.2
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	2
たまねぎ	0.2
ねぎ（リーキを含む。）	0.2
にんにく	0.2
にんじん	0.2
セロリ	3
トマト	0.5
ピーマン	0.2
なす	0.1
その他のなす科野菜 <sup>注4)</sup>	2
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.2
すいか（果皮を含む。）	0.4
メロン類果実（果皮を含む。）	2
オクラ	0.2
未成熟えんどう	0.04
未成熟いんげん	0.04
えだまめ	0.04
その他の野菜 <sup>注5)</sup>	0.04
みかん（外果皮を含む。）	0.2
なつみかんの果実全体	0.2
レモン	0.2
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	0.2

食品名	残留基準値 ppm
グレープフルーツ	0.2
ライム	0.2
その他のかんきつ類果実 <sup>注6)</sup>	0.2
りんご	0.2
日本なし	0.2
西洋なし	0.2
マルメロ	0.2
びわ (果梗を除き、果皮及び種子を含む。)	0.2
もも (果皮及び種子を含む。)	0.2
うめ	0.3
おうとう (チェリーを含む。)	0.6
ラズベリー	3
ブラックベリー	3
その他のベリー類果実 <sup>注7)</sup>	3
キウイ	0.2
その他の果実 <sup>注8)</sup>	0.2
くるみ	0.04
茶	3
その他のスパイス <sup>注9)</sup>	0.2

- 注1) 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。
- 注2) 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
- 注3) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
- 注4) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
- 注5) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しじゅうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- 注6) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
- 注7) 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
- 注8) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（ブルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
- 注9) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しじゅうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。